

社会福祉法人是真会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人是真会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の勤務報酬等)

第3条 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、2項により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。

2 本条の額は次による。

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
評議員業務報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	8 0 0 0 円	5 0 0 0 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。